

師へ説明していただいた。

障害者自立支援法上においては、福祉サービスの申請要件には「療育手帳の所持」という項目はない（「障害者自立支援法」第22条第1項、平成17年法律第123号）。療育手帳が無くても申請は出来るという市町村と、療育手帳が無いとサービスを提供することが出来ないとする市町村とがあった。明確な判断基準が必要である。

取り組み当初は住民票があっても、本人がホームレスであれば援護の実施は出来ないという市町村もあったが、この取り組みが知られるにつれて断られることは無くなり、すぐに申請の手続きに入ることが出来た。

⑥ 障害基礎年金について

今回のモデル事業において、受刑中に障害基礎年金の申請を行った人については、医師の診断書を矯正施設の医務課へ依頼し記入していただいた。その際、南高愛隣会で記入例を作成し、分類統括より医務課医師へ説明をしていただいた。

障害基礎年金を申請する場合、申請を受け付けてもらえる場合と受け付けてもらえない場合があった。申請を受け付けてもらえなかった人は、国民年金を支払ったことがないということで申請用の書類をいただくことも出来なかった。しかし、同じように国民年金を支払ったことがない、もしくは納付要件に満たない人でも、知的障害は先天性の障害なので無拠出年金になるとのことで申請は可能と受け付けてもらえた例が2例ある。（両者とも現在障害基礎年金受給中）

⑦ 生活保護について

出所後の本人の所得保障の手段として、生活保護の申請を行う。受け入れ先の施設のある市町村への申請となるが、出所者の場合は県費と国費による負担となるため、市町村の負担が大きくなることは無い⁴。（「生活保護法による保護の実施要領について」第2、13-（3）、昭和38年4月1日、社発第246号厚生省社会局長通知）

生活保護には障害者加算があるが、知的障害の場合は障害基礎年金を受給していれば加算が適用されるとなっている。また、現在障害基礎年金を申請中であれば、その間は加算が適用されるが、障害基礎年金の受給が決定されなかった場合は加算の適用は無くなる。（「生活保護法による保護の基準」別表第1-第2章-4-（2）昭和38年厚生省告示158号）。

⑧ 保護観察について

仮釈放で出所された4事例は、本人の意識付けを兼ねて、月1回保護観察所を訪問し、担当保護観察官に面談をしていただいた。保護観察期間中は、月1回担当保護司との面談を設け、本人の犯した罪について振り返る機会とした。

(6) 今後の課題

今後、法務サイドと福祉サイドの連携を進める上で、必要となる課題点は以下の通りである。

4 同通知によれば「刑務所又は少年院より釈放され、又は仮釈放された者について帰住地がある場合であって、帰住先が出身世帯であるときは、その帰住地を居住地とし、そうでないときは、その帰住地を現在地とみなすこと。なお、帰住地がないか、又は明らかでない場合は、当該刑務所又は少年院の所在地を現在地とみなすこと。また刑の執行停止を受けた者についても、これに準ずること。」としている。

① 個人情報の取扱い及び管理について

円滑かつ効果的に支援につなげていくためには、本人のこれまでの成育歴等を知る必要がある。特に受け入れ施設にとって、本人に必要な支援を検討するにあたり、本人がどのような人物であるかを知る必要がある。あらかじめ受け入れる前にその情報を矯正施設より提供していただくことが出来れば、受け入れ施設側としてもどのような環境を整えて本人を受け入れればよいか対応が可能となる。

今回のモデル事業の実施にあたっては、初めての事例であったこともあり、個人情報の開示については矯正施設側には全面的にご協力いただいた。だが、今後全国的に事業が行われるには、「出所者」という本人にとっては一番知られたくない情報である、個人情報取扱い及び管理についての整備が必要になる。

ア. 個人情報の取扱い及び管理について

- ・個人情報の受け渡しの際は、それぞれ個人情報の取扱いについてガイドラインを作成し、合意書を交わすことが望ましい。また、矯正施設が本人の同意を得て、「地域生活定着支援センター（仮称）」へ提供する情報を、センターが受け入れ施設あるいは相談支援事業所等へ支援の橋渡しのため提供する必要があり。別紙-2、3、4
- ・橋渡しの際の個人情報に関するデータの受け渡しは、基本として郵送が望ましい。電子メールやFAXでは送信ミスリスクが伴う。郵送の際は担当者の名前を記載して送付し、確実に担当者へ届くようにする。
- ・「地域生活定着支援センター（仮称）」は矯正施設より提供された個人情報をそのまま橋渡し先の機関へ流すのではなく、センターの書式に作り変えてから提供することが望ましい。橋渡し先から別の橋渡し先へ提供する場合も同様に施設の書式に作り変えてから提供するようにする。
- ・各機関において、個人情報の管理についてガイドラインを作成する必要がある。ガイドラインの内容は、「個人情報を扱うパソコンや保存用ディスクにパスワードを設定し、パスワードはその業務に携わる職員のみが知っておく」「本人のファイル、保存用データは所定の場所に施錠して保管」「保管場所は外から見えないようなキャビネットを用いる」「パソコンで個人情報を取り扱う場合はインターネットにつないだ状態にしない」「施設内のどの職員まで、出所者であるという情報を知らせるのか（アンケートの結果によれば、施設ごとに見解の相違あり）」等具体的に作成する。別紙5

イ. その他

合同支援会議取り組み開始当初は保護観察所の横のつながりによる情報収集は難しいと言われていたが、回を重ねるに連れて本人の環境調整の一環として、他県の保護観察所へ働きかけていただき情報収集をしていただくことが出来た。

本来、矯正施設から受刑者の家族へ直接連絡を入れることはほとんど無いが、今回の取り組みにおいては、福祉のサービス利用についての説明、本人の幼少期の状況についての聞き取り等を分類統括より電話及び手紙にて行っていただいた。そのため直接南高愛隣会が家族と連絡をとるよりもスムーズに理解していただくことが出来た。

この2点については、円滑に福祉サービスの申請を行う上でも、引き続きご検討いただきたい。

② 市町村間のバラツキの統一

福祉サービスの支給や、障害者療育手帳の取得要件、障害基礎年金の取扱いについては市町村間や、窓口担当者でも対応が異なった⁵。支給が行われるまでの期間は、受け入れ施設の全面的な負担となる。取得要件を全国統一し、交付基準を緩和する必要がある。

③ 釈放制度を再犯防止の決め手に

累犯障害者の多くは前刑務所出所時、身元引受人がいなくて満期出所が80%近くいる⁶。このような人は、今回のモデル事業の様に、優先して福祉施設が身元引受人になり、居住地を定め、福祉サービスを受けながら、障害者の職業訓練や障害者雇用の制度を利用して、働く場を確保するための準備をする期間が必要である。

受け入れる福祉施設にとっても、出所後も法的に拘束力があり、保護観察がつく仮釈放が望ましい。本人にとっても保護観察中というのは罪の意識を感じ、生活面も割と安定して過ごすことが出来る。

仮釈放から刑終了までの期間が長い方が本人のアセスメントを行う上でも取り組みやすい。仮釈放での出所を希望する。

⁵ 障害者療育手帳は都道府県知事が実施主体となっている（「療育手帳制度要綱」第3条、昭和48年）。そのため級数も都道府県によって異っており、取得条件も都道府県毎に大きく異なっている。

⁶ 藤本哲也「我が国における知的障害犯罪者の実態調査」『戸籍時報』No621 pp.81-86

別紙-1 受け入れまでの環境調整チェックシート

出所予定日 年 月 日

対象者名 _____

①住民票の有無の確認



項目	チェック欄
自宅	
親居宅	
矯正施設***)	
更生保護施設	
その他()	

確定した住所:

注1: 送着係員正居居滞連 (昭和35年7月6日)
刑務所入所前住所を有しなかった者その他の別居の事情のある者については、本人の申し出により、当該入所中の刑務所を住所として住民登録をすることができ、刑務所長から所在地の市町村にその旨通知し、市町村長はこれに基づいて戸籍で住民票の記載をする取扱いを差し支えない。
この件については宮城県刑務所精神保健課士の方より情報をいただく。

④療育手帳の申請



項目	チェック欄
11歳までに知的に障がいがあったと診断される資料 収集 (医者の証書、通知状、相簿記録、その他)	
保護の実施市町村より申請書類取寄せ**)	
※各都道府県により必要書類は異なる	
申請書類記入	
本人の写真準備 (矯正施設へ依頼)	
申請書類提出	
療育手帳即日取調	
療育手帳判定	
更生相談所へ療育証明書の交付依頼	
療育手帳交付 (年 月 日)	

療育手帳判定結果: _____

注2: 厚生労働省社会政策推進 (昭和32年6月19日)
送着係員に居住権を有しないか又は明らかでない者、或は送着係員の居住地に居住する見込みのない者については、矯正施設所在地の都道府県知事又は指定都府県知事は中核市の市長が身体障害者手帳の交付を行い、また送着係員に居住するものであること。
この通知を療育手帳にも添付可という回答が宮城県刑務所での支援対象事例に対してありとの情報をいただく。

⑦生活保護の申請

項目	チェック欄
出所前: 受入れ先の市町村と事前協議	
出所後: 本人と受入れ先の市町村へ相談	

②接護の実施市町村の決定

項目	チェック欄
住民票所在地自治体へ相談	
協力依頼文作成 (市区町村長あて)	
協力依頼文、本人のプロフィールを送付	
住民票所在地自治体との最終的な協議 (電話もしくは訪問)	

接護の実施市町村: _____

③経済設計

項目	チェック欄
預貯金の有無	
借金の有無	
現金の有無	
年金の有無 (老齢年金・障害基礎年金・遺族年金等) (種類:)	

⑤福祉サービスの申請

項目	チェック欄
保護の実施市町村より申請書類取寄せ ※各都道府県により必要書類は異なる	
本人に必要なサービスの検討	
申請書類記入、必要書類準備	
申請書類提出	
認定調査日程調整	
特記事項記載	
医師の意見書作成のための受診 ※矯正施設医へ協力依頼	
認定調査 (特記事項添付)	
区分決定、受給者証発行	

障害程度区分: _____

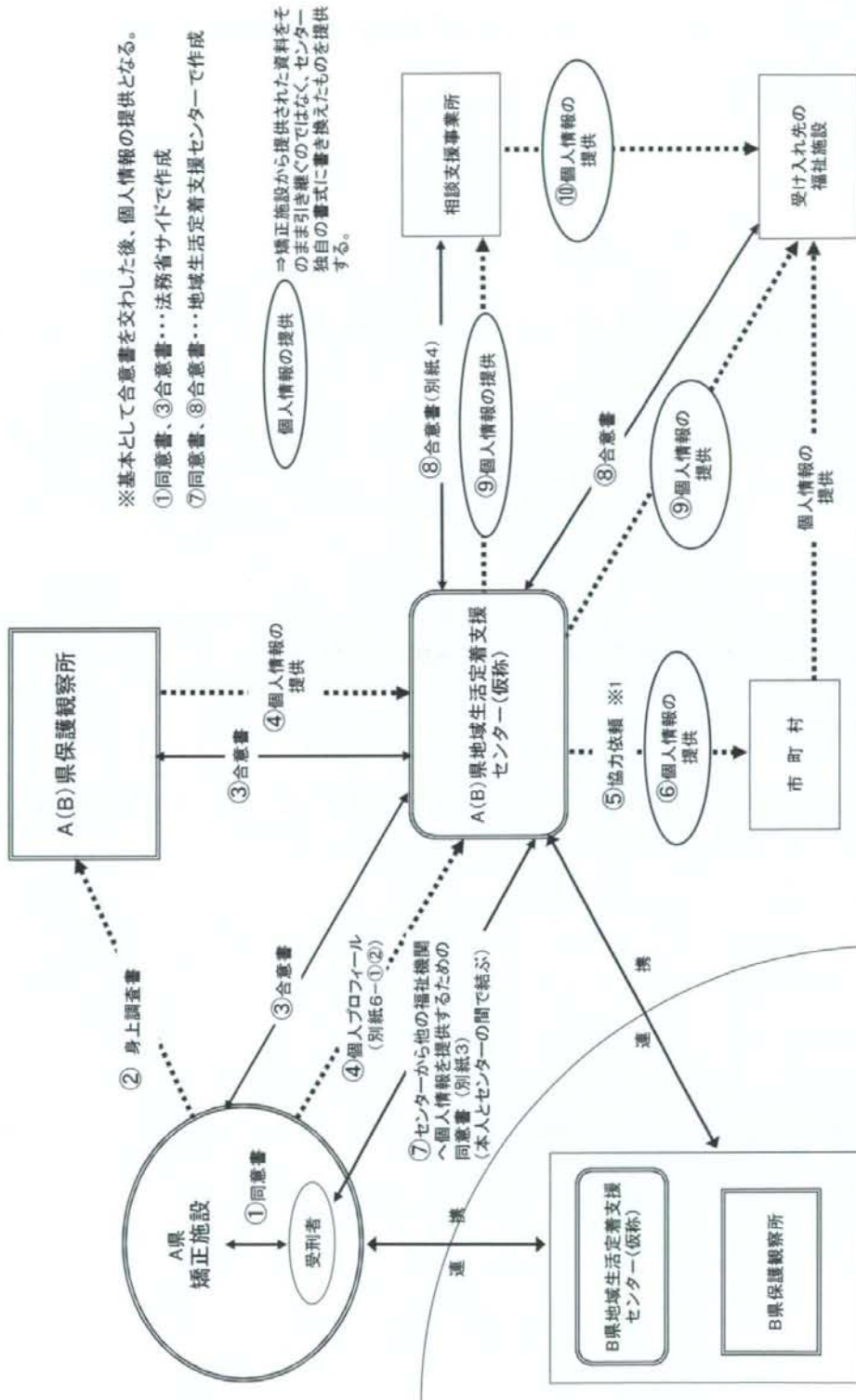
支給内容及び支給額: _____

⑥障害基礎年金の申請

項目	チェック欄
保護の実施市町村より申請書類取寄せ	
申請書類記入	
診断書作成のための受診 ※矯正施設医へ協力依頼	
申請書類提出	
※療育手帳が申請時までに交付されていなければ、 療育証明書を添付	
年金証書交付	

年金等級: _____

別紙-2 個人情報取扱フローチャート(案)



別紙-3 福祉サービス利用に関する個人情報使用同意書（案）

福祉サービス利用に関する個人情報使用同意書（案）

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要な範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

利用者が、福祉サービス等を円滑に利用するために各福祉関係機関への情報提供が必要な場合

2 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内とし、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3 個人情報の内容（例示）

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況、犯罪歴、成育歴等事業者が利用者を福祉サービスへ円滑につなげる際に最低限必要な、利用者や家族個人に関する情報
- ・ 認定調査票、主治医意見書、障害程度区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・ その他の情報（療育手帳等の所持の有無、各種年金の有無等）

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

4 使用する期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

（利用者を福祉サービスへつなげるために必要な期間）

平成 年 月 日

〇〇県地域生活定着支援センター 殿

利用者 住所
氏名 印

上記代理人（代理人を選定した場合） 住所
氏名 印

別紙-4 個人情報取扱ガイドラインに関する合意書（案）

個人情報の取扱（管理・保管）ガイドラインに関する合意書（案）

出所者の個人情報については、次に記載するところにより管理、保管が適切に行われるよう、〇〇県地域生活定着支援センター長（以下「甲」という）と社会福祉法人△△会（以下「乙」という）は、出所者の地域定着支援が適切に行われるよう、下記のとおり合意し、これを誠実に履行するものとする。

記

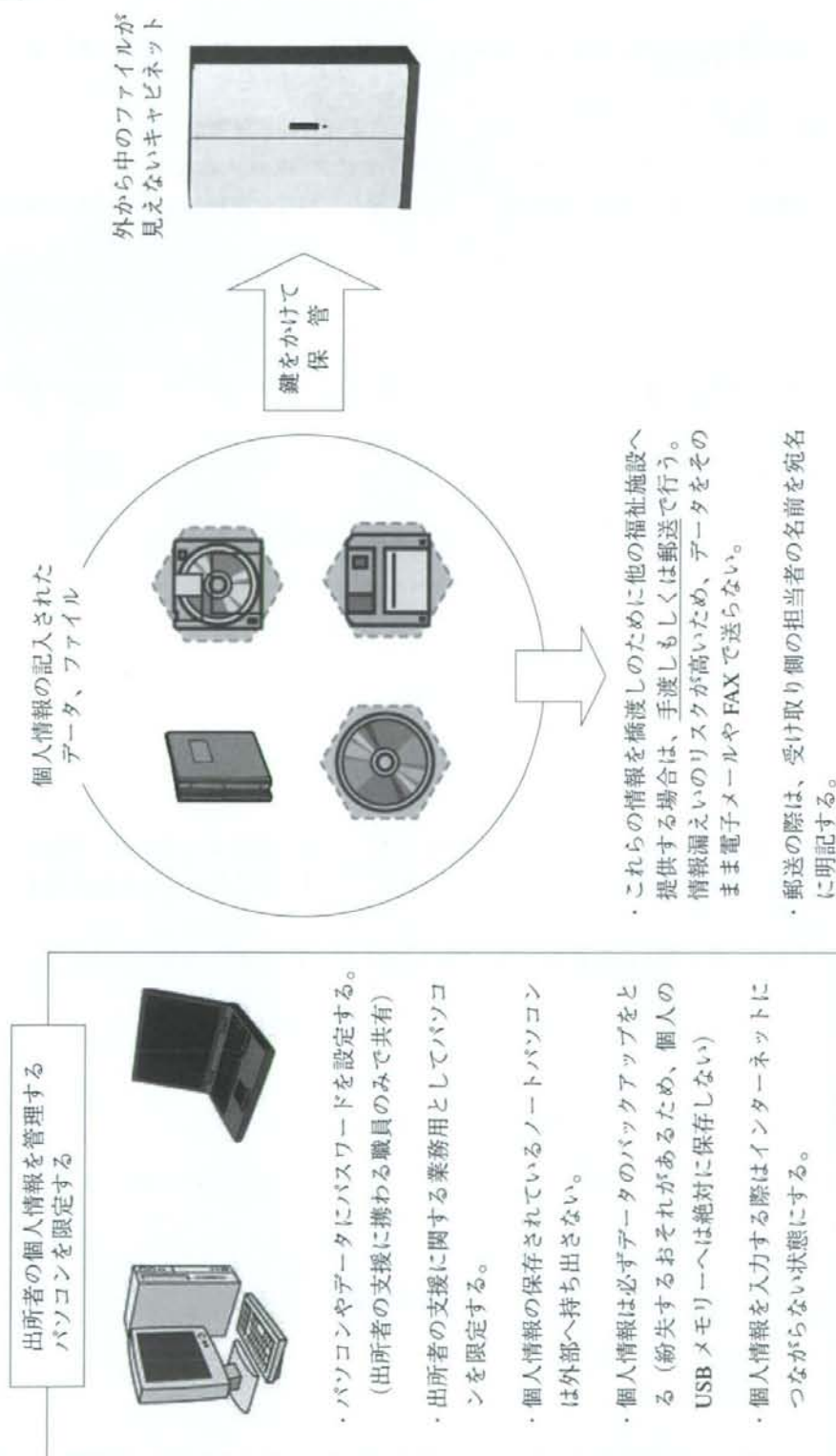
1. 出所者の個人情報は、出所者の地域定着支援に関わる業務の担当者に限って閲覧可能とすること。
2. 個人情報を電子情報の形にした場合は、ファイルにパスワードを設定し、関係者以外の者が閲覧出来ないようにすること。
3. 上記2の電子情報を扱うパソコン等は、出所者の地域定着支援に関わる業務以外に使用しないこと。
4. 上記3のパソコン等は、インターネットに接続した状態で使用せず、コンピューターウイルスによる情報流出を防止する措置を講ずること。
5. 個人情報を紙媒体にする場合は、むやみに複写をとらず、関係者以外の者には閲覧させないこと。
6. 紙媒体、電子情報にしたファイル（FD、MO、CD等）は中身の見えないキャビネットに施錠して保管すること。
7. 出所者の地域定着支援において、他の福祉機関へ個人情報を提供する必要がある場合は、電子メールやFAXでの提供は行わず、郵送もしくは直接担当者へ渡すこと。その際は必ず本人の同意を得ること。
8. 事業管理者は、本要領及び事業所で定める個人情報の保管・管理上の規定について、関係者に周知徹底を図ること。

平成 年 月 日

甲 〇〇県地域生活定着支援センター長 印

乙 社会福祉法人 △△会 印

別紙-5 出所者の個人情報管理の方法について (案)



2 社会福祉法人南高愛隣会（コロニー雲仙）における罪を犯した障害者受け入れの処遇プログラムと分析

本章では社会福祉法人南高愛隣会にて受け入れた4名の個別事例（内1名は厚生労働科学研究外での受け入れ）を検討し、罪を犯した障害者の受け入れにあたっての処遇プログラム及び必要な支援体制について考察を行う。

1 罪を犯した障害者の処遇プログラムについて

(1) 環境調整（危機管理）

罪を犯した障害者と一般の利用者との最大の違いといえるのが「もう二度と罪を犯さない」という特異なニーズである。そのため受け入れにあたっては、問題行動（犯罪）を再び起こさないための環境調整が、本人にとっても受け入れる福祉施設にとっても大切になる。

今回のモデル事業にあたっては、出所する矯正施設に協力を得、「犯罪の概要」「反社会的集団との関係」「中毒（薬物、アルコール）」といった危機管理に必要な情報をいただけたことが大きかった。

環境調整にあたっては、医療（精神科医）、更生保護（保護司、保護観察所）、警察等の外部の関連機関と連携をとって進めた。

また、受け入れにあたっては全員に健康診断を実施し健康状態を把握した。

(2) 受け入れ環境

① 生活の場

南高愛隣会では有期限で生活訓練を行う「訓練」に特化したグループホーム、ケアホーム事業所が1か所ある。同事業所はまち郊外の丘陵に位置し周囲に人家も少なく、商店までは徒歩で1時間かかるという刺激の少ない静かな環境である。そのため、生活訓練及び再犯防止を目的に、同事業所で受け入れ後、段階を踏んで生活の場を移動していくことを原則とした。グループホーム、ケアホームであるため、個室対応が原則となる。

この間は、関わる職員を選定し、生活と日中活動共に、本人の行動、医療、精神面などの状態の把握をねらいとした。

② 日中活動

利用者のニーズや就労能力、適性に合わせ、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型、生活介護を調整した。基本的に就労能力のある者はこれらの事業所を短期間ずつ利用するプログラムを組み適性を探り、高齢の者は生活介護を利用した。

(3) 個人情報の開示

個人情報は矯正施設との合意書に基き、開示は受け入れ事業所の主に関わる職員とした。だが、関わる職員の数が多くなると、情報保護の観点と危機管理の面から徹底した管理者が更に必要となる。情報伝達の範囲と内容、データ管理の方法（処分含）までマニュアル化し処遇上必要な情報を開示した。

2 個別事例から

事例1 A氏 44歳（受け入れ時）

療育手帳：B2

矯正施設：佐賀少年刑務所

罪名：窃盗（強度のパチンコ依存症）

刑期：1年8か月

入所度数：初回（執行猶予有）

・母親が引受人拒否のため満期出所

① 受け入れ時の環境調整

- ・出所前に受け入れ先となる福祉施設の施設長や担当者が対象者との面会2回を実施し関係づくりや意思確認を行う。本人は帰住先がないため切に入所を希望していた。
- ・以前利用していた3事業所の在籍中に関わった施設長や職員の方へ聞き取り調査と家庭訪問を実施し情報収集を行い、罪を犯すに至った経緯や生活全般にわたっての状況を把握した。
- ・援護の実施市町村（〇〇市）との協議依頼を行う。措置の適用については却下される。程度区分判定は社会適応性が重度と認められ区分6と判定される。
- ・車上狙い、窃盗、自動販売機荒らし等の前科のため、警察に巡視と緊急時の協力を依頼する。
- ・前回法人の事業所を利用中に、給料や小遣いをパチンコに使い込み（ギャンブル依存症）、自動販売機荒らしや路上狙い、窃盗に至った経緯から、パチンコ店を当分見ない環境である雲仙市瑞穂町での受け入れとする。

② 支援体制

表2-1 支援状況の経緯（A氏）

		初期状況・基本ニーズの把握（アセスメント期）		個別支援計画の作成及び実施 ～現在
期 間		平成18年12月～平成19年3月 (3か月)	平成19年4月～平成20年8月 (17か月)	平成20年9月～現在 (5か月)
事業所	日中	「コロニー雲仙更生寮」 (入所更生施設) 定員50名、職員 12名	「わーく・みずほ」(自立訓練) 定員10名、職員3名	「サラダ農房」(就労継続支援事業 B型) 定員15名、職員3名
	生活		ケアホーム「さつき荘」 定員5名(男性のみ)、職員1名、 個室対応	ケアホーム「ひばり荘」定員5名、 職員1名、個室対応 ↓ ケアホーム「あすなろ荘」定員5 名、職員1名(通い型)、個室対 応
支援体制		24時間支援	24時間支援	16時間支援+α
職員体制	日中	施設長(男性、勤続27年)が1: 1で対応。不安定時は職員2～3 名で対応。	ベテラン職員(男性、勤続18年) が1:1で対応。	特別な職員配置をせず。
	夜間	宿直者2名(課長以上の役職者と 支援者)と遅残り職員1～2名。	利用者5名に対し男性職員1名の 泊まりこみ。母性の面を入れる意 味で世話人のフォローを入れる。	就寝までと早朝からの通い型の支 援。隣家は女性職員の宿直型ケア ホームで連携。
	休日	職員1名が常に付添い所在確認を 行う。	職員が1:1で対応。	グループでの外出

身元引き受け人がいなく、帰住先がない状況での受け入れであった。「畑の仕事をしたい」とい

う希望はもらしていたが、はっきりとした将来的な展望や基本的なニーズを描いてはおらず、これらを探る事が支援の中心となった。

ア) 初期状況・基本ニーズの把握 アセスメント期

受け入れ当初は入所更生施設で受け入れ、日中活動は和牛飼育を中心にする訓練を行った。平成19年3月31日に、障害者自立支援法の施行に伴い「コロニー雲仙更生寮」(入所更生施設)「雲仙愛隣牧場」(入所授産施設)を閉園した後は、和牛飼育の活動を引き継いだ「わーく・みずほ」(自立訓練(生活訓練))、前述の生活訓練をグループホーム・ケアホーム「さつき」(事業所)へ移動した。

【問題行動】

受け入れ直後から下記のような問題行動が見られた。

- ・入所日に約束事・日課等の説明を行うが、翌日より日課に沿って動くことが出来なくなる。
- ・不安定時は毎日、職員への暴言・暴行あり。1日の中でも数回みられる。月に1～2回、長い時は1週間以上続く。不安定となる原因はその都度違い、はっきりとわからない事が多い。職員につかみかかり、唾を吐いたり悪態をつく。石を投げたり、椅子を投げたりする。「包丁を出せ」「車を燃やす」等の言葉あり。ただし他の利用者への他害は見られず。
- ・金銭へのこだわり強く、工賃の支給日や必要経費の徴収日に不安定になることが多い。
- ・指導・訓練に沿う事が出来ず、将来展望を描くことが出来ない。若い利用者の多い日中活動が本人に合わず、不安定さを繰り返す。
- ・不安定時は毎回徘徊あり、徘徊の延長で無断外出に及ぶこともある。道路・山道かまわず歩き回ることがあり、実家のある諫早方面へ行くことが多い。マン・ツー・マンでの対応を行い、徘徊・無断外出時は警察へ通知する。ただし警察官からの声掛けに対しても反発する。
- ・指導員の注意やアドバイスに対して無反応や拒否的な言葉が多く、投棄拒否も多い。

【対応】

新事業所に移ってからも問題行動が悪化するため、作業・訓練が行えなくなり、和牛飼育作業から農作業を中心に行う「サラダ農房」(就労継続支援事業B型)への実習を開始した。

生活の場では女性の支援が有効な時もあり、週1回宿直者とは別に、女性の世話人(女性、50代)の支援を入れた。不安定になる場面は続き、その期間は全く訓練に添えなくなる。生活する人数が少なくなったためか、旧入所施設での生活よりは不安定さがすこしは軽減できた。

【キーパーソン】

受け入れ時は更生寮施設長(女性、勤続25年)が担当。日中活動では施設長(男性、勤続27年)が1対1で対応した。最初の暴言・暴力行為時に対峙し信頼の手がかりを得たことでキーパーソンは更生寮施設長となった。だが3か月後異動になったため新たなキーパーソンが必要になり、模索したが確定にはいたらず、不安定の要因となった。

イ) 個別支援計画の作成と実施

「サラダ農房」での実習は同年代の仲間も多く、農作業も本人と合っており、少しずつ安定して作業に取り組めるようになった。日中活動を移動する。「農作業」と「静かな環境で暮らす」を軸に個別支援計画を作成する。

後述するキーパーソンが定まったことにより、日中活動と生活の両面で周期的な不安定さや拒否、

反発、徘徊はみられるもの、問題行動は軽減の方向へ向かう。

24時間支援から、就寝までと早朝からの通い型の支援を行う16時間の支援に切り替えた。

休日は職員1名の付き添いからグループでの外出や行動が可能になった。

【キーパーソン】

若い男性職員や女性職員との関わりでは見下した態度が目立ったことから、試し行動（反社会的行動）に対し、正面から向き合える職員を求めていることからベテランのサービス管理責任者（男性、勤続30年）をキーパーソンとした。結果本人もこの職員を慕い指示については素直に従えるようになった。

生活の場では本人に近い年齢の女性スタッフがラポートを取りやすいため、女性の世話人（50代、勤続5年）を生活のキーパーソンとした。

③ 現在の状況

支援体制は個別支援計画作成の実施時期とそのまま変わらず。

「サラダ農房」での安定した日中活動への参加と動機づけとして、工賃のアップを目標に設定している。生活の場では静かな生活を過ごせるよう年代・相性等の人的環境を調整した。生活面で安定が見えてきたので、4か月後宿直型のケアホームから通い型のケアホームへ切り替えた。

④ まとめ

- ・アセスメント作成とキーパーソンの設定までに時間と多くのマンパワーを要した。アセスメント作成においては、本人にとっても将来展望が描けず、それがいらだちとなり暴言・暴行へとつながった。キーパーソンについては、人間不信から試し行動や反発が多く、それを受け止め、信頼関係を構築できる職員を模索した。キーパーソンが定まってからは、不安定行動も減少の傾向にある。
- ・前回利用していた当法人の事業所は町の中に位置していた。犯罪に至った原因であるパチンコ店が周辺にない、まち郊外の環境を調整することで第一段階としての生活の安定につながった。

事例2 B氏 56歳（受け入れ時）

療育手帳：なし

CAPAS（I Q担当）：41

矯正施設：麓刑務所

罪 名：器物破損（放火による）、窃盗

刑 期：1年6か月

入所度数：4回

- ・身元引受人がないため満期出所
- ・アルコール依存症、人格障害（ドクター診断）

① 受け入れる前の環境調整

- ・放火の危険性がないように、周辺のグループホームを含めガスレンジをすべてIHに交換し、非常用に置いていたロウソクとチャッカマン、マッチを撤去した。

- ・アルコール類は原則禁止とし料理酒も撤去した。
- ・無免許運転を行っていたことがあるため、公用車等の施錠と鍵の管理を徹底させた。
- ・貴重品の管理の徹底。押入れに鍵をかけ宿直者の荷物や危険物を本人の目の届かないところに保管した。日中事業所においても同様に金品の管理を徹底させた。
- ・他利用者の貴重品に関しては居室ではなく、個人の貴重品ロッカーに保管することをホームのルールとした。以前は開放していた近隣のホームの施錠を徹底させた。

② 支援体制

表 2-2 支援状況の経緯 (B氏)

		初期状況・基本ニーズの把握 (アセスメント期)	個別支援計画の作成及び実施	現在
期	間	平成19年5月～(3か月)	平成19年7月～(12か月)	平成20年6月～(9か月)
事業所	日中	「いこいのひろば・ひだまり」(生活介護) 定員20名、職員5名		
	生活	ケアホーム「桑田住宅北」 定員5名(女性)、職員1名	ケアホーム「あかね荘」 定員7名(男女混合、重度)、職員2名	ケアホーム「桑田住宅北」 定員5名、職員1名
支援体制		24時間支援	24時間支援	24時間支援
職員体制	日中	担当の男性職員(勤続6年)を1:1で配置	担当の男性職員を1:1で配置	担当の男性職員を1:1で配置 職員を選ばず3~5:1
	生活	女性職員(勤続7年)を中心に支援	年齢性別共に様々な職員が関わる体制	特別な職員配置なし
	外出・休日	外出を制限	平日に1:1で外出支援。	休日・平日、いずれも5:1の配置支援

受け入れ時より一貫して「山の中で静かに暮らしたい」という本人のニーズに基づいた支援を行っている。

ア) 初期状況・基本ニーズの把握 アセスメント期

【処遇状況】

日中活動では施設周辺での活動に限定し行動観察を実施。休日は刺激を避ける意味で外出を制限しホームやその周辺で過ごすこととした。日中活動と生活共に安定した生活・活動ぶりであった。

再犯防止のために、週に1回の持ち物チェックや日中活動事業所への送迎の付添いを行った。当初は、近辺の人家を物色するような目つきが激しかったが、次第にそのような様子は見られなくなる。自室への物の持ち込みはあったが、注意はすぐに聞き入れられた。

第1・2回の合同支援会議の開催から満期釈放までの間が2か月しかなく、福祉サービスを受けるための手だてが不十分なまま出所した。福祉サービスを利用するために必要な療育手帳の取得や、援護の実施者(市)の確定・生活保護受給のために多くの時間を費やした。

【キーパーソン】

受け入れ調整会議にて、日中活動先のサービス管理責任者(男性、勤続6年)、生活はサービス管理責任者(女性、勤続7年)を担当職員とし、矯正施設を訪問し関係づくりや再出発への動機付けを兼ねて面会を行った。

日中担当者の名前はすぐに覚え、キーパーソンとして設定。キーパーソンを早期明確化したことにより支援がスムーズに行えるようになる。出身市への調査も一緒に出向き、各関係機関の協力を依頼し、手続きも一緒に行った。

もともと人懐っこい性格であり、それまで親身になって話を聞く相手もおられなかったという点もあり、担当職員に対しての抵抗感はなく、キーパーソンだけでなく様々な職員との関係も出来やすかった。(支援の受け入れがスムーズであった)

イ) 個別支援計画の作成及び実施

【処遇状況】

生活の場は同じ矯正施設の利用者を受け入れるためにケアホームを移動調整。受け入れ時は職員がほぼ変わらない体制でシフトを特別に組んだが4か月で、さまざまな職員と関わる体制でも安定して生活できた。重度の障害の人との生活の中で、重度の方のお世話が大好きという特徴がわかり、ピアカウンセリングによる主体的生活を見出す。

6か月で休日に外出を組み入れることが可能となり、平日に職員が同伴して5～6人のグループで買物や外食へ出かけることも取り入れて楽しみながらの生活へと拡がりをみせた。1年間は酒店(アルコール類)を目にする地域での活動は制限した。

③ 現状

まち郊外からまち中へ生活圏域をひろげていくプランに沿って、支援のポイント・体制など調整して実習も実施。将来的には出身市の事業所に橋渡しを行い、ゆくゆくは故郷のまち近くで安定して豊かな生活を送ることの出来るようにしたいと考えている。

日中活動では施設周辺外での活動にも参加できるようになる。

生活の場はまち郊外からまち中のケアホームでの実習を計画し、見学を行ったが心的動揺からか、何処からかコンセントコードを持ってきて部屋に隠していたり、コンセントコードの接続でオートバイのエンジンを起こし盗んだこともある。漂白剤を勝手に持ち出して容器に詰め替え自分で持っていたり、その後それまでなかった行動が出てきた。

聞き取りを行うとまち中のケアホームの近所に飲み屋さんが何軒かあり、抑えていた悪い癖が出そうになり気持ちが揺れたとの弁。まだ刺激のない所で生活したいと希望された。

ステップにはもう少し時間をかけて移行していく必要がある。今の段階では、自然豊かで刺激の少ない環境が本人が安定して生活できる場所であると言える。

④ まとめ

- ・ 犯罪の背景が本人の行動特性だけではなく、知的障害者に対する適切な教育体制の未整備や家族の理解不足による居場所の喪失、生活困窮による窃盗や、療育手帳の未取得により福祉サービスの網からこぼれるという、経済的や社会的な要因が絡み合った状況にあった。そのため、居場所づくり(日中活動や生活の場の支援)、生活保護受給や療育手帳の取得という物理的な環境を整えることが、再犯の防止と同時に本人の安定へとつながった。しかし、療育手帳の取得と福祉サービスの申請、受給が確定するまでの3か月間の費用は全額福祉事業所の負担となり大きな問題となった。
- ・ 犯罪へつながるアルコール禁止・火気管理という環境を整えたことも大きかった。
- ・ 母親の経験を生かした、重度の障害者とのピアカウンセリング(長所)の見出しが精神面での安定につながった。

事例3 C氏 28歳（受け入れ時）

療育手帳：B 2

CAPAS（IQ担当）：46

矯正施設：麓刑務所

罪 名：覚せい剤取締法違反

刑 期：1年8か月

入所度数：初回（執行猶予有）

・施設長が身元引受人となり仮釈放（平成19年9月～平成20年7月）

① 受け入れ時の環境調整

- ・家庭訪問を行い、どのような環境の中で育ってきたのか、将来の進路先として故郷への移行は可能であるのか確認した。罪種が覚せい剤使用のため出身地への帰住や移行は不可と判断。
- ・仮釈放の受け入れにつき保護観察所の監視下であるが特別遵守項目の適用により、施設での生活が持続できるよう強化していただいた。また出頭による指導も2か月に1回行ってもらう様設定した。
- ・担当精神科医師による薬物に関する職員研修を実施した。
- ・薬物との縁を切るため有機溶剤関係（油性マジック、除光液、接着剤など）をケアホーム、日中活動場所から撤去した。
- ・暴力団関係による覚せい剤売買に関連して消費者金融からの返済請求等が予測され、かつての福祉支援事業所に聞き取りを行い、取立ての連絡等には応じないよう職員間での対応を統一した。
- ・暴力団関係など本人を罪に巻き込んできた人達との関係を絶つべく、ご家族からも情報が漏れないようにご家族との連絡も身元引受人からだけとし、家族へは住所も他部署の住所をお知らせしていた。各部署へもCさんへの問い合わせがもしあった場合でも、「利用していない」等と所在が分からないように返答する旨を統一事項として周知させた。本人へもホームの住所や連絡先が分からないように、住所・電話番号一覧表は撤去した。
- ・同じ矯正施設出身者との接触を少なくする為、ホーム利用者の調整を行った。
- ・警察署への事前連絡を行い、非常時の対応協力やパトロールの依頼を行った。

② 支援体制

表 2-3 支援状況の経緯 (C氏)

		初期状況・基本ニーズの把握 アセスメント期	現在
期 間		平成19年9月～(10か月)	平成20年6月～(9か月)
事業所	日中	「わーく・みずほ」(自立訓練(生活訓練)) 定員10名、職員4名	「わーく・みずほ」(自立訓練(生活訓練)) 定員10名、職員4名
	生活	ケアホーム「桑田住宅北」 定員5名(女性)、職員1名	ケアホーム「朝日ヶ丘住宅」 定員5名(重度)、職員2名
支援体制		24時間支援	24時間支援
職員体制	日中	担当はベテランの男性職員(勤続19年)中心 問題発生時に個別対応	担当の男性職員を1:1で配置 ※精神科受診(看護師付)
	生活	担当は男性職員(5年)	特別な職員配置なし。問題発生時には個別対応
	休日	職員が1:1で対応。1~4:1	平日に1:1で外出支援。1~4:1

ア) 初期状況・基本ニーズの把握 アセスメント期

本人の長所を引き出し、就労の足がかりにすること。また、仮釈放の期間を安定の動機づけとしてヘルパー2級を目標として設定した。

生活面では、暴力団関係者との隔離と、保護観察期間であるために規則正しい生活リズムをつけることを優先し、生活訓練を行う女性のみのケアホームでの受け入れを決定。(宿直付24時間見守体制)

休日はホームのメンバーと積極的に買物やドライブ、図書館への外出を行い、長崎が楽しい場所であるという印象を植え付けるよう努力した。

また、仮釈放期間中であり、自分を見つめる機会、罪を繰り返さないような意識、継続への取り組みとして毎晩特別遵守事項の筆記と暗唱することを日課の中で行った。

【問題行動】

- ・対人トラブルが多く、一度関係悪化してしまうと自己解決できず、暴言、暴力、飛び出しが多々あった。本人の特性上、他の人の感情などを考えることができず、その都度個別対応が必要であった。(自傷・パニックの頻発)
- ・家族への思いが強く、手紙の返事や荷物が届かないとなると、不安定になる大きな要素である。
- ・満期1か月前あたりから、急に泣き出したり、笑ったりと情緒不安定や精神疾患の症状が目立つようになる。精神科受診を促し、はじめは抵抗していたが、本人もきつくなり受診を希望し、2週間に1回受診を行っていった。精神安定剤の服用となったが拒否感もあり定着も難しかった。
- ・日中活動では、相性の良くない利用者がおり不安定になり、飛び出しもあった。長所をいかすことに主眼をおき、ヘルパー受講の訓練となる重度の方が通所される生活介護事業所「いこいのひろば・おおぞら」での介護実習を行った。

イ) 現在の状況

平成20年7月に仮釈放期間を終了し、司法での束縛がなくなることを踏まえ、情緒安定と長崎に残るモチベーション作りを日中活動の柱とする。

生活の場は、重度の方とのピアカウンセリングを目的とし、重度の方の多いホームへ移行する。重度の利用者が集まるケアホームのため、利用者とのトラブルは考えられなかったが、男性の利用者であり話し相手が足りなかった面がある。(宿直者も男性職員が多い)

満期を過ぎたあたりから、実習先での女性職員からのアドバイスに対して素直さが見られなくなる。介護実習にも行きたがらなくなり、和牛飼育作業を開始するが、自分が設定した仕事が終わると体調が悪いと言って横になる状況であった。

和牛飼育作業での活動にも参加できず、静養し様子を見ていたが状況は一向に改善見られず。平成20年11月上旬に、女性職員への激しい暴言・暴行を行い、精神病院へ一時入院。MRI検査の結果、シンナー、覚せい剤のため脳の萎縮（80才値）がかなり進んでいることが判明。自己抑制力の欠如は器質的問題の要因によることがわかった。平成21年1月に退院となるが、就労目的は変更し、ゆっくりしたペースでの安定生活目標に変更し再支援中。

③ 処遇の特徴

ア) 仮釈放

初めて仮釈放での受け入れであった。義務である1か月に1回の保護司との面談の他に、本人の希望からレターカウンセリングを実施。長崎保護観察所に依頼して2か月に1回の出頭を行い、意識付けを行った。特別遵守項目は毎日ノートに書き出し、忘れられないような取り組みを行った。

イ) 精神科医の協力

覚せい剤使用の前歴があったため、受け入れ時の環境調整時から精神科医の協力をいただいた。

利用開始時、カウンセリングの意味も込めて精神科受診を促したが、以前入院をしたときのイメージから拒絶。他の人とのトラブルが重なり、睡眠が十分にとることが出来なくなったり、情緒不安定さが目立つようになり、本人へも精神科の力を借りるよう勧めると受診を希望し、眠剤と不安定時の頓服薬を処方される。

担当職員と2週間に1回の受診から、徐々に1か月に1回と期間がのび、医務課のスタッフとの受診へ移行した。

覚せい剤やシンナー等の薬物に関しても必ず、カウンセリングの中で再度やりたくなる衝動が出てくる旨を本人にも話されその時はどうするのか、毎回意識付けを受けた。同席した職員に対しても一人で抱え込まないようにとアドバイスもあり、仮釈放期間終了後からは、不安定さ目立ち会話にならず本人の言いたいことだけを話し、精神科医の話聞く事ができないようになっていた。

ウ) 反社会的集団との隔離

犯罪に至った背景として暴力団関係者との関係があったため、受け入れにあたっての調整として隔離を徹底した。一度だけ「Cさん、いますか」と若い男性からの連絡があったが対応せず。その後連絡は入らなかった。

④ まとめ

- ・情緒の波が大きく、状態の変容も著しいため、将来展望が描けず、長期目標設定による適確な個別支援計画作成と、計画的な援助に至っていない。アセスメント（状況把握・観察期）の継続中。
- ・対人関係に大きな問題を抱える。障害の特性上、他人の感情を理解することが難しく、生育歴や犯罪につながった恋人との関係から、他人との間になかなか信頼関係を構築できない。そのためキーパーソンが定まっておらず、最大の課題となっている。
- ・意思確認を行っての受け入れであったが、本人にとっては仮釈放期間の抑制が大きかった様で、

抑圧の反動と元来の性格がからみ、仮釈放期間終了前後の乱れが多く見られた。

- ・反社会的集団との関係による覚せい剤使用という犯罪の背景から、リスクマネジメントに神経を使った。矯正施設から犯罪の背景に関する個人情報を開示していただけたことが、環境調整の面で大きかった。ただし現在でも、時折覚せい剤を求めたくなる様子がみられ、故郷への思いも強い。継続して環境調整に配慮が必要な状況である。
- ・覚せい剤の使用歴がある者は肉体にも精神にも大きなダメージとなっており、医療と連携した支援が必要になる。又、覚せい剤使用時の異常な性体験も背景にあり、男性職員を次々と恋愛対象に置くため、女性のベテラン職員の支援が望ましい。
- ・年齢も若く状態の変容も著しく又パワーも大きい。環境調整を続けながら落ち着いた生活につながっていく様、長い目で見た支援が必要。

事例4 D氏

療育手帳：なし

CAPAS (IQ担当)：61

矯正施設：麓刑務所

罪 名：窃盗

刑 期：1年2か月

入所回数：4回

- ・仮釈放による受け入れ

① 受け入れ時の環境調整

- ・窃盗歴を踏まえ、受け入れ先や近隣のグループホーム、ケアホームで、貴重品管理を徹底した。
- ・同じ矯正施設出身者との接触を少なくする為、ホーム利用者の調整を行った。

② 支援体制

表2-4 支援状況の経緯 (D氏)

		初期状況、基本ニーズの把握 (アセスメント期) ~ 現在
期 間		平成20年7月~ (6か月)
受け入れ事業所	日中	「わーく・みずほ」(自立訓練(生活訓練)) 定員10名、職員3名
	夜間	ケアホーム「あかね荘」(共同生活介護・共同生活援助) 定員6名(女性)、職員1名
支援体制		24時間支援
職員体制	日中	ベテラン男性職員(勤続18年)が中心で10:2で対応
	夜間	特別な職員配置せず(5:1)
	休日	グループでの外出。常に所在の把握を行う(5:1)

受け入れ時の本人の希望は、「仮釈放が終わる2か月後に故郷の金沢で娘と暮らしたい」「仕事の職種は特に希望しない」であった。

1か月間という短い仮釈放期間に、いかに福祉のサービス(自立訓練)の必要性を自覚し、安定した生活が送れるかをポイントに置く。再犯をせず福祉的な支援を受け、自立に向けて意識を継続できるかにポイントを置き個別支援計画を作成。本人の興味や特性を観察するために、1週間ずつ

様々な事業所で実習を行うように調整した。

最初の事業所である「わーく・みずほ」で、仔牛のかわいさと障害の重い方（自分より若く、人なつっこい方）も必死で訓練を行っている様子を見て、同所での訓練を希望する。

無理をしなくてよい、自分の能力以上のものを偽ってみせなくてよい、居心地がよい、という環境から「安心」が獲得されニーズが変化。「他の事業所の実習はまだ先でいい。不安がある」という本人の意思を尊重し、「わーく・みずほ」で体力面等の強化をはかる方針へ変更する。

平成20年9月に仮釈放を終了した。その前後も安定的な生活が維持されている。

③ 現在の状況

支援体制は受け入れ期と変わらず。

「2年間自立訓練を行い、長崎の地で何らかの仕事をして、お金を貯めて盆と正月に帰省するようになりたい」と希望される。金沢に戻っても困った時に助けてくれる人はいないと自ら考えられ、今後も少しずつ段階を踏んで、社会適応が高まる様な支援を実施予定。

①安きに流れて勝手な自己判断を行う傾向、②趣味のイラストを活かした自信の回復、③職業の見極め、④人や行動範囲もふくめた環境の拡大、が今後の支援のポイントになる。

④ まとめ

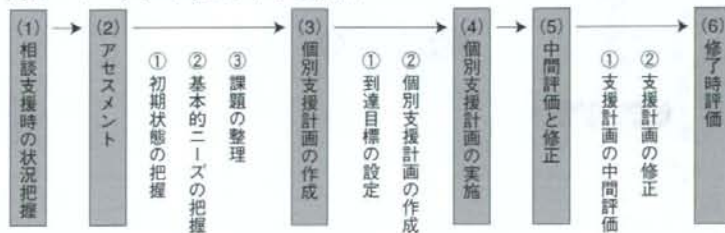
- ・ 仮釈放終了後のモチベーション維持を心配したが、本人のニーズと利用事業所が合致し、トラブルなく仮釈放期間を終了できた。
- ・ 福祉の支援を受けることが初めての体験であったが、障害認知が初期の段階で確立できたことで、自立的な生活に向けてのステップアップを促進できた。その結果居場所の獲得や心的解放、モチベーションの維持につながった。

3 罪を犯した障害者の処遇について

(1) アセスメント作成の困難さ

通常図2-1の流れで行われる知的障害者への支援において、ポイントとなるのがアセスメントである。アセスメントとは「課題分析」とも訳され、利用者固有の「生活ニーズ（課題）」を把握し、そのニーズを妨げている要因が何によってもたらされているのかを明らかにし、ニーズを充足するための援助方法を検討することである（植田章・峰島厚『個別支援計画をつくる 利用契約制度と障害者ケアマネジメント』かがわ出版2004年4月）。このアセスメントをもとに、個別支援計画が作成され、利用者への個別支援が実施される。

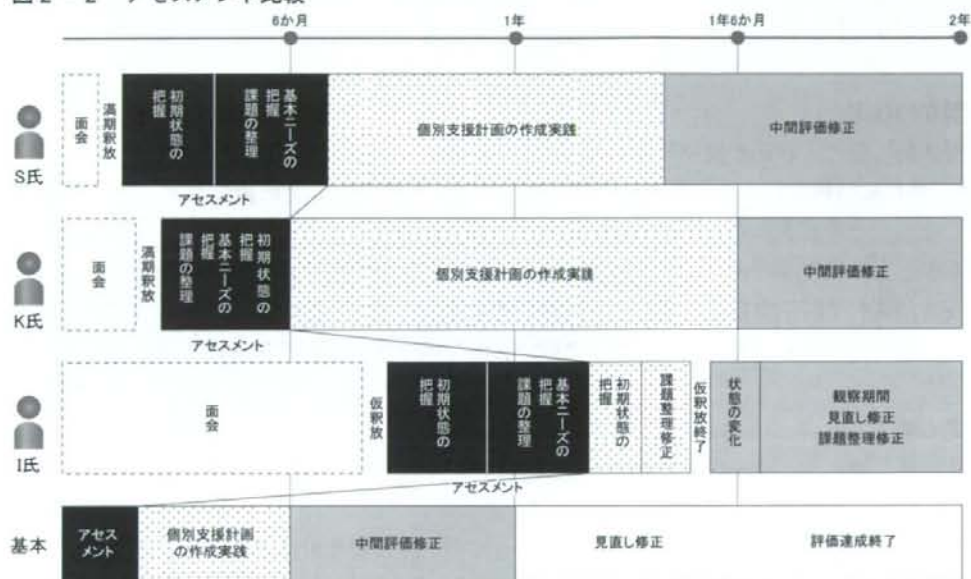
図2-1 ケアマネジメントの流れ



罪を犯した障害者の場合は、このアセスメントに多くの時間を要することが分かってきた。

図2-2はアセスメントに要す時間を、通常の事例とモデル事業で受け入れた事例者3名とを比較したものである。通常の利用者が平均2か月でアセスメントを終了し、個別支援計画を作成するのに対して、2～4倍以上の時間を要している。

図2-2 アセスメント比較



その理由として、第一には犯罪（問題行動）の複雑な背景がある。犯罪（問題行動）は「生きにくさ」が顕在化したものといえる。B氏やD氏の貧困という経済的要因や、福祉システムからこぼれるという社会システム上の問題、C氏の家庭環境の問題、4例に共通するのは知的障害があるという自己認知の不足や成育歴において適切な福祉支援に結びついていなかったこと等が絡まっていることが問題を更に複雑にしている。他に発達障害（自閉症、アスペルガー）という障害特性等、「生きにくさ」は様々である。犯罪はそれまでに積み重なった「生きにくさ」の発露ともいえるが、問題は幾重にもからまっており、問題行動を単純に課題点とするだけでは解決しない。

図2-3 法の狭間の負の連鎖（スパイラル）

